

特定生活関連施設

種類	区分	規模等	用途の例示	用途に該当しないものの例示
建築物	01 医療施設	すべてのもの	病院、診療所、医療療養病床	整骨院、鍼灸・マッサージを行う施設
	02 娯楽施設	用途面積1,000㎡以上	劇場、観覧場、映画館、演劇場	
	03 集会施設	すべてのもの	集会場、公会堂	
	04 展示施設	用途面積1,000㎡以上	展示場、物産館	
	05 購買施設	用途面積300㎡以上	百貨店、マーケット	
	06 宿泊施設	用途面積1,000㎡以上	ホテル、旅館	
	07 社会福祉施設	すべてのもの	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更正援護施設、母子福祉施設、	
	08 体育施設	用途面積1,000㎡以上	体育館、水泳場、ボウリング場、ゴルフ練習場	
	09 遊技施設	用途面積1,000㎡以上	遊技場、カラオケボックス、ゲームセンター	
	10 文化施設	すべてのもの	博物館、美術館、図書館、科学館	
	11 公衆浴場	用途面積300㎡以上	銭湯、健康ランド	
	12 飲食施設	用途面積300㎡以上	レストラン、食堂	
	13 サービス施設	用途面積300㎡以上	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、ガソリンスタンド、冠婚葬祭場	
	14 金融機関	すべてのもの	銀行、信用組合、農協、漁協、郵便局	
	15 駅舎等	すべてのもの	駅舎、バスターミナル、港湾旅客ターミナル、空港旅客ターミナル	
	16 自動車車庫	自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上		
	17 公衆便所	すべてのもの		
	18 官公庁施設	すべてのもの	県庁、市役所、町村役場、保健所、税務署、職業訓練校	
	19 学 校	すべてのもの	幼稚園、小中学校、高校、大学、各種学校	
	20 共同住宅	1棟あたり25戸以上	マンション、公営住宅	社宅

備考 1～18の区分に掲げる特定建築物に該当するかしないかの判定は、当該建築物が不特定かつ多数の者の利用に供されることが一般的であるかどうかにより行うものとする。

07 社会福祉施設については、「社会福祉施設の用途判断フロー」を参照してください。

注) 「用途面積」とは、その用途を構成するのに必要な部分の室等の面積を全て合わせた床面積である。例えば、百貨店の場合、店舗部分だけでなく、便所、従業員休憩室、事務室等を含む。

種類	区分	規模等	用途の例示
道路	道 路	すべてのもの	道路法第2条第1項に規定する道路 (専ら自動車の用に供するものを除く。)
公園・その他	公 園	すべてのもの	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童公園
	緑 地	すべてのもの	港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地
	遊 園 地 等	すべてのもの	博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設である動物園、植物園又は遊園地
	路 外 駐 車 場	自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場 (機械式駐車場を除く。)